

## 議第 1558 号

### 金沢市湊三丁目地内における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、金沢市湊三丁目地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
					主要用途 (処理能力)
北陸研開発株式会社	金沢市	8 番 6	宅地	13,339.43 m <sup>2</sup>	破砕施設 新設 ・がれき類 1,152t/日
	湊三丁目				

#### 【理由】

北陸研開発株式会社は、昭和 48 年に土木会社として設立された後、平成 13 年に産業廃棄物処分業の許可を取得し、これまで土木事業及び産業廃棄物収集運搬処分業を営んでいる。

申請地は、平成 17 年より産業廃棄物の保管場所として使用されてきたが、今回、新たにながれき類の破砕機を設置することで、保管場所と破砕施設による一体的な再資源化の取り組みを行い、環境負荷の低減に寄与しようとするものである。

当施設は、市街化区域内の工業専用地域に位置し、土地利用計画との整合、搬入路の確保、緑化等がなされるとともに、周辺住民への説明、関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議するものである。